

令和6年度集団指導のアンケートにおける質問及び回答について

【質問：1】

Q 作成文書の5年間保存について、対象文書がサービスの提供記録、計画書等となっておりますが、「等」が気になります。他にどんなものがあるのでしょうか

A サービス種別により異なります。具体的な内容については、市条例をご確認ください。

【八千代市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例】

①定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者→市条例第43条, ②夜間対応型訪問介護事業者→市条例第59条, ③地域密着型通所介護事業者→市条例第60条の19

④認知症対応型通所介護事業者→市条例第80条, ⑤小規模多機能型居宅介護事業者→市条例第108条, ⑥認知症対応型共同生活介護事業者→市条例第128条

【八千代市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例】

【予防】①介護予防認知症対応型通所介護事業者→市条例第41条, ②介護予防小規模多機能型居宅介護事業者→市条例第65条, ③介護予防認知症対応型共同生活介護事業者→市条例第86条

⑦地域密着型特定施設入居者生活介護事業者→市条例第149条, ⑧地域密着型介護老人福祉施設→市条例第177条, ⑨看護小規模多機能型居宅介護事業者→市条例第202条

【質問：2】

Q 体制届けの誤りなどで大量エラーが多発しているとの事ですが、発覚した際に、当月中に修正が可能になるなど、特別対応はあるのでしょうか。

A 大量エラーが発生した場合は、個別に事業所に連絡を行い、訂正をお願いしております。主な大量エラーの原因として、指定がない（更新手続き漏れを含む）、加算等の選択誤り、サービス選択の誤りなど、請求全体に関わるものが大量エラーとなりますが、市の登録誤りがない限り、訂正及び遡及は不可となります。未届のものについては、手続き後に登録完了月からの請求が可能となります。

【質問：3】

Q 高齢者虐待・非常災害時・感染症防止項目の「取り組み・体制」とあるのですが、実地指導時に重要と思われる内容があれば教えていただければと思います。

A 運営指導では、厚生労働省が掲載している「介護保険施設等運営指導マニュアルについて」に沿って行っております。運営指導では、マニュアルにあるすべての項目について確認を行っております。

【質問：4】

Q 看護小規模多機能の管理者について、他の事業との兼務が可能であるとあるが、管理者ができる範囲を教えてください。他の事業内容とはどのようなことか

A 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することが可能となっています。